


所管部課	学校教育部 学校教育課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則				
	について	区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
<p>本規則は、学校教育法施行令の規定に基づき、東大和市立学校の通学区域、就学すべき学校の指定等について必要な事項を定めたものである。</p> <p>今回の改正は、行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日から施行されることから、第6号様式と第9号様式の教示文の内容を改正するものである。</p>					
(1) 改正内容					
<p>第6号様式 教示文中の「60日」を「3箇月」に改める。</p>					
<p>第9号様式 教示文中の「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。</p>					
(2) 施行日					
平成28年4月1日					
(3) 影響及び効果					
新制度に適合した教示文を付記することにより、審査請求をしようとする者の利便性の向上に資する。					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
平成28年3月25日開催の教育委員会定例会において承認済み。					
規則の案文は、文書課において審査済み。					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。